

		㎡	
		㎡	
		㎡	
		㎡	
		㎡	

(2) 各住戸に備える設備

台所	(有・無)
水洗便所	(有・無)
収納設備	(有・無)
洗面設備	(有・無)
浴室	(有・無)
その他	()

注 各住戸に備える設備における「その他」とは、寒冷地域における暖房設備等をいう。

4 加齢対応構造等の内容

段差のない床
玄関、便所、浴室及び住宅内の階段の手すり
介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口
○ ○ ○

5 賃貸住宅の整備に関する資金計画

内訳	(円)
建設費	
用地取得造成費	○ ○ ○
計	
自己資金	
借入金	
うち○○公庫	
○○銀行	
計	
返済計画	

注 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合のみ記入する。

6 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

次の者を賃借人とする。

注 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項における賃借人は、法第56条の規定に該当するものをいう。

7 終身建物賃貸借に関する事項

賃貸住宅において、終身建物賃貸借をする。ただし、賃借人を仮に入居させるために、終身建物賃貸借に先立ち、定期建物賃貸借(1年以内の期間を定めたものに限る。以下同じ。)をする場合は、この限りでない。

賃貸住宅の賃借人となる者(一戸の賃貸住宅の賃借人となる者とする者が2人以上であるときは、当該賃借人と併せて)から仮に入居する旨の申出があった場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をする。

8 賃貸の条件

賃貸の条件 権利金その他の借家権の設定の対価を受領しない。

賃貸借契約の解除 入居者が不正な行為によつて賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とする。

9 前払家賃に関する事項

前払家賃の額 万円

上記前払家賃の算定の基礎 終身にわたつて受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあつては、当該前払家賃の算定の基礎を書面で明示する。

保全措置 上記前払家賃について返還債務を負うこととなる場合に備えて銀行の前払家賃に係る債務の保証その他の国土交通大臣が定める措置を講ずる。(具体的な措置)

10 賃貸住宅の管理の方法

管理期間における管理の方式 1. 賃貸住宅の管理の委託
2. 自ら管理

賃貸住宅の管理の委託(以下「管理業者」という。)の氏名又は名称

管理業者又は2の場合の申請者の概要

賃貸住宅の修繕

外壁補修、屋上防水、鉄部塗装、給排水管改修等について、計画的に実施する。

賃貸住宅の賃貸借契約書
家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類
その他 ()

備付図書

11 賃貸住宅の整備の実施時期

整備の着手の予定年月日	年 月 日
整備の完了の予定年月日	年 月 日

12 事業が基本方針に照らして適切なものである旨

別添

管理業務者の概要

氏名又は名称	主たる事務所	
	当該賃貸住宅の管理を行う事業所	
住所	所在地	
	住所	
宅地建物取引業法に基づく免許	免許種別	(有・無)
	免許番号	
免許を有する場合	免許取得年月日	
	自由資本の額 (円)	
賃貸住宅の管理戸数	現在	戸
	現在	人
賃貸住宅の管理を行う人員の数	現在	人
	現在	人

○環境省令第二十七号

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十項の規定に基づき、大気汚染防止法第二十条の自動車及び原動機付自転車等を定める省令の一部を改正する省令(昭和四十三年運輸省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

平成十三年八月三日

環境大臣 川口 順子

大気汚染防止法第二十条の自動車及び原動機付自転車等を定める省令の一部を改正する省令(昭和四十三年運輸省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び軽自動車」を「軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○国土交通省告示第二百九十四号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第三十一条第十四項、第十五項、第二十三項及び第二十四項に基づき、自動車から排出される排出物の基準等に関する事項について次のように定める。

平成十三年八月三日

国土交通大臣 林 寛子

(対象自動車)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第三十一条第十四項及び第十五項の規定による告示で定めるものは、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えた自動車とする。

(測定方法)

第二条 道路運送車両の保安基準第三十一条第十四項の規定による告示で定める方法は、別表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の一時間当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除した値を求めるとする。

第三条 道路運送車両の保安基準第三十一条第十五項の規定による告示で定める方法は、別表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の一時間当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行場合発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除した値の当該自動車及び当該自動車同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値を求めるとする。

第四条 道路運送車両の保安基準第三十一条第二十三項の規定による告示で定める方法は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のまま急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙についてポンプ式の排気煙採取装置により、ろ紙を通して排出物を〇・三三〇リットル吸引し、当該排出物に含まれる黒煙によるろ紙の汚染の度合を反射光式の測定装置により三回測定し、その測定した値の平均値を求めるとする。

第五条 道路運送車両の保安基準第三十一条第二十四項の規定による告示で定める方法は、同条第一項及び第二十三項の自動車にあつては、第一号に掲げる運転条件(第十三項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるものにあつては、第一号に掲げる運転条件を除く)で運行する場合、同条第十五項の自動車にあつては、別表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について第二号に定める測定方法により測定した値を求めるものとする。

一 第十一項及び第十三項の自動車の運転条件

イ 原動機を最高出力時の回転数の三十パーセントの回転数(その回転数が毎分八百回転未満のものにあつては、毎分八百回転)で全負荷運転している状態

ロ 原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数(その回転数が毎分千回転未満のものにあつては、毎分千回転)で全負荷運転している状態

ハ 原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で全負荷運転している状態
ニ 原動機を最高出力時の回転数で全負荷運転している状態